

税務課からのお知らせ

◆平成25年度町県民税などの申告について

平成25年1月1日現在黒潮町に住所がある20歳以上の方全員に、申告書をお送りしています。

申告書が届いた方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますが、収入が無い場合でも、その旨記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税および介護保険料の算定資料としても使います。

また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使いますので必ず申告してください。

【申告の際に必要なもの】

- ① 印鑑(認印)
- ② 収入や経費がわかるもの(給与支払報告書、公的年金等の源泉徴収票、自営業の方は、収支がわかるもの)
- ③ 生命保険や地震保険の控除証明書

④ 国民年金などの支払証明書

⑤ 医療費の領収書

⑥ 住宅取得特別控除を受けられる場合は、金融機関の年末残高証明書

【提出期限】 3月15日(金)

※申告書の提出が無い場合は、国民健康保険税の軽減措置が受けられない、所得証明書などの交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。

※申告に必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

◆忘れていませんか?

軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、平成25年度も軽自動車税がかかります。あなたの家にそんな車がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が違いますので、ご注意ください。

軽自動車などの種類	手続き・連絡先
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816(直通) 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3111(直通)
○軽自動車 ○125cc超~250cc以下のバイク	高知県軽自動車協会(高知市長浜) ☎088-842-4311
○250ccを超えるバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

◆トラクター・コンバインなどには軽自動車税がかかります!

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らな

くても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買ったときも、担当窓口で手続きをしてください。

【登録に必要なもの】

- 所有者の印鑑
- 車名
- 車体番号
- 総排気量

※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816(直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3111(直通)

